

# 公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 8 年 2 月 9 日

第一管区海上保安本部長

石崎 憲寛（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所  
北海道開発局釧路開発建設部釧路港湾事務所  
北海道釧路市西港 1 丁目  
第一管区海上保安本部  
北海道小樽市港町 5 番 2 号
- 2 水路測量を実施する区域及び期間  
(1) 区 域 釧路港東区第 1 区（付図参照）  
(2) 期 間 令和 8 年 3 月 1 日から  
令和 8 年 3 月 15 日までのうち 2 日間
- 3 水路測量の実施方法  
GNSS による測位、音響測深機による測深等
- 4 航行船舶に対する安全措置  
(1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識（白紅白のえん尾旗）を掲揚  
(2) 一管区水路通報に掲載

付図

